



Title	河西歸義軍節度使張淮鼎 — 敦煌文献 P. 2555 pièce 1 の検討を通じて—
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	内陸アジア言語の研究. 2005, 20, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16430
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

河西帰義軍節度使張淮鼎

—— 敦煌文献 P. 2555 pièce 1 の検討を通じて ——

赤木崇敏

はじめに

20世紀初頭に敦煌莫高窟より将来された敦煌文献は、その多くが9世紀中葉から11世紀初頭の河西帰義軍節度使時代に属している。敦煌オアシス一帯を支配した帰義軍節度使は、10世紀初頭までは張氏一族が、それ以降は曹氏一族が世襲し、形式的には中原諸王朝に帰属するも、その実態は自立政権であった。この帰義軍節度使については羅振玉氏を嚆矢とする数多くの研究の蓄積⁽¹⁾があり、その系譜や在位年代などかなりの部分が明らかにされたが、史料上の制約もあってそれらを完全に復元するには至っていない。なかでも張氏一族の第3代節度使は、その在位期間がわずか2年余りと極めて短く、また彼に関する史料が乏しいために、その事績はいまだ判然とせず、かつ張氏及び曹氏の歴代節度使のうち唯一その名前が確定していない。

本稿で取り上げる文書は、現在ではフランス国立図書館 Bibliothèque nationale de France に収蔵されている漢文文書で、P. 2555 pièce 1 という所蔵番号を有している。この文書は、わずか数行の紙片で、既に鄭炳林[1992]や『敦煌遺書総目索引新編』がテキストを復元・発表しているものである。しかし、筆者が原文書に直接触れて調査した結果、それらの読みを改善しえたのみならず、ここには件の第3代節度使自身の署名があり、張氏一族の系譜に関する興味深い事実を伝えることが判明した。加えて、本文書には帰義軍節度使の使用した印章の

(1) 帰義軍節度使に関する論考は枚挙に暇がないが、代表的・体系的研究として以下のものが挙げられる。羅振玉 1926；羅振玉「瓜沙曹氏年表」『雪堂叢刻』8, 1938；藤枝「始末」；姜亮夫 1979；姜亮夫「莫高窟年表」上海，上海古籍出版社，1985；榮新江 1996。

ひとつ「沙州節度使印」⁽²⁾が確認される。帰義軍節度使の印章については、既に森安孝夫氏の詳細な研究〔森安 2000〕によってそのクロノロジーが復元され、敦煌文献の年代決定の指標として用いることが可能となった。しかし、本文書はこの森安氏の論考にも未収録であり、かつ筆者の検討によれば、現在確認しうる「沙州節度使印」のうち最古の用例となるため、ここに本文書を紹介する意義はさらに増すものと思われる。

1. 第3代節度使に関する諸説

従来、張氏一族の第3代節度使に関する史料は、莫高窟第148窟に建立された「李氏再修功德碑」のみであった。本碑は、初代節度使張議潮の娘婿である李明振が石窟の修復をしたことを記念して894年に刻したもので、890年代の沙州をめぐる動乱を伝える史料として特に著名であり、当時の帰義軍政権を論ずる際には必ず引用される。本碑の内容についてはこれまでも様々な解釈が発表されているが⁽³⁾、この動乱の概要は次の如くである。890年2月22日に第2代節度使張淮深が暗殺され、その跡を襲った第3代節度使も間もなく死去し、892年9月に外戚の索勳が第4代節度使となった。しかしその後、李明振の妻（張議潮の娘）とその諸子（李弘願・李弘定・李弘諫・李弘益）のために索勳は殺害された（894年）。李氏夫人らは李明振の甥にあたる張承奉（第3代節度使の子）を第5代節度使としたが、実権は李氏一族が掌握した。榮新江氏によれば、その栄華も長続きせず、896年5月には張承奉が実権を奪取し、李氏一族は以後没落の一途をたどるといふ〔榮新江 1989=1996, pp. 207-210〕。

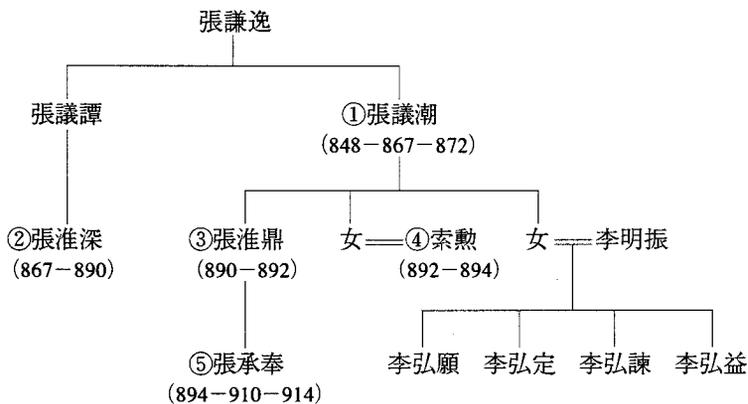
(2) 「沙州節度使印」の印影とその基礎情報については、森安 2000, pp. 114-115, pls. 3, 12 を参照。

(3) Cf. 羅振玉 1926; 向達 1957, pp. 421-425; 藤枝「始末(一)」pp. 77-80; 孫修身 1982; 李永寧 1986; 錢伯泉 1988; 鄧文寬 1988; 榮新江 1989=1996, pp. 197-199; 吳震 1996。「李氏再修功德碑」の録文・先行研究については、榮新江 1989=1996, pp. 210-211 (n. 1) に詳しい。また劉進宝「帰義軍及其政權始末述論」〔西北師大学報(社会科学版) 1990-8, 1990, pp. 47-51 (特に pp. 49-50)〕, 謝生保「敦煌李氏三窟研究綜述」〔敦煌研究 2000-2, 2000, pp. 105-112 (特に pp. 111-112)〕にある先行研究の整理も参照に値する。

本碑の末尾には、張淮深・張承奉の名前とともに、問題の第3代節度使の官号・姓名が「妻弟前沙瓜伊西□河(等州)節度使檢校□部尚書兼御史大夫張淮□」と刻まれている。ここから件の節度使は李明振の妻の弟にあたり、本碑建立の時点で既に死亡していることが判るが、その名前は碑文の摩滅により完全に読むことは出来ない。本碑は、古くは清の徐松の『西域水道記』卷三に紹介されているが、当時既に名前の部分は摩滅していたらしく、移録されていない。後に羅振玉氏は「張淮_シ」と[羅振玉 1926, 四葉裏], また向達氏は「張淮_シ」とするにとどまった[向達 1957, p. 420]。この節度使の名前を最初に判読したのは、ペリオ氏である。彼は20世紀初頭に莫高窟を調査し、「李氏再修功德碑」に関しても克明なメモを残している。その成果は彼の死後も長らく学界に公表されることはなかったが、1981年にその調査ノートが公刊され、問題の人名を「張淮鼎」と読んでいたことが明らかにされた[Pelliot 1981, p. 32]。この読みは、張淮深暗殺とその後の動乱をめぐる諸論考[李永寧 1986; 鄧文寛 1988; 柴新江 1989]において採用され、広く定着したかに思えた。

張氏節度使系図 (①～⑤は節度使継承の順番, 括弧内は在位年)

[Cf. 姜亮夫 1979, p. 57; 『敦煌学大辞典』 p. 352]



ところが、馬徳氏はペリオ氏の読みに疑問を呈し、大英図書館所蔵の仏画 Ch. liv 007 の乾寧 4 年 (897) 題記に見える「張淮興」こそ、「李氏再修功德碑」に見える第 3 代節度使であろうと主張した⁽⁴⁾。また楊森氏は『敦煌学大辞典』(pp. 352, 354)において張氏系図を復元する中で、その名を「淮□」とし、名前の確定には慎重な立場をとっている。このように第 3 代節度使の名称については、なおも問題が残されている。これを解決するには、もはや該当箇所が摩滅して判読不可能な「李氏再修功德碑」に依拠するのではなく、新たな史料の登場を必要とする。

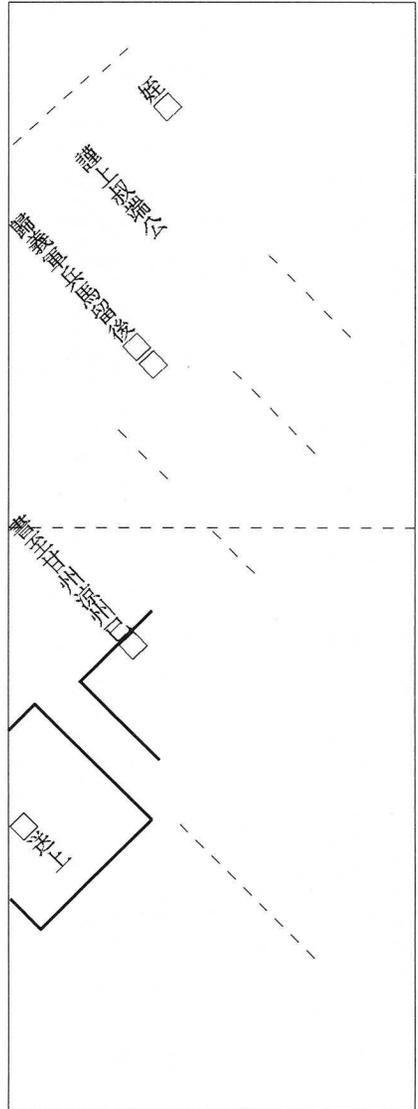
2. P. 2555 pièce 1 の概観・テキスト

ペリオ将来漢文文書のうち、P. 2555 pièce 1 を含む 2501 ~ 3000 番についてはいまだカタログが公刊されておらず、P. 2555 pièce 1 に関する古文書学的情報はこれまで明らかにされていない。また、『敦煌宝蔵』122, pp. 93-94 および『法蔵敦煌』15, pp. 345-346 に本文書の図版が収められているが、ここから細部を判読するのは困難である。以下、筆者の実見調査に基づく古文書学的情報を示す。料紙の寸法は 15.9 cm × 38.9 cm、紙色はベージュ、中手の中質紙で、粗い漉き縞 (5 本/cm) がある。図 1 に見えるように、本文書のテキストは料紙の左半分に斜め方向に書かれていること、そして 2 行目を除く各行の行頭・行末が欠けていることが特徴的である。特に 1・3・4 行目の行末は、料紙の中ほどで文字が切断されているかのように見えるが、これは料紙が破損しているためではない。テキスト 4 行目及び 5 行目には、朱方印「沙州節度使印」の不完全な印影が 1 点ずつ確認できる。また、文書の中央には料紙を上下に分かつように水平方向の折り跡があるが、さらに仔細に観察すれば、各行の間にはテキストと並行方向に、また 1・2 行目の上には直角方向に走るかすかな折り跡が

(4) 馬徳 1994. Ch. liv 007 の図版は『英蔵敦煌』14, p. 169。ただし、この史料は別段目新しいものではなく、既に藤枝晃氏がこの「張淮興」の存在に気づいており、彼を張淮深の弟もしくは従兄弟と見ている[藤枝「始末(一)」pp. 73, 82 (n. 34)]。なお藤枝氏は、張氏の系譜に関しては向達 [1957] の説に拠っており、張淮深の次の第 3 代節度使を索勳とする。



Palais national
Beijing 2535



—— 印影
- - - 折り跡

圖 1 P. 2555 pièce 1
『法藏敦煌』15, p. 345.

認められる。一方、文書の裏面には、表面とは別筆で「輕須大恵起平爐」という書き込みがあるが、内容的にも表面とは関係がない。⁽⁵⁾

本文書に言及した先行研究だが、まず鄭炳林氏は、初代節度使の張議潮の娘婿である李明振の墓誌（「李端公墓誌」P. 4615 + P. 4010）を分析する中で取り上げ、テキストを「姪……廿一叔端公……婦義軍兵馬留後□□□……□至甘州来、涼州已来……个送上……」と復元し、端公を李明振、兵馬留後を第2代節度使の張淮深にあてた〔鄭炳林 1992, p. 294〕。次に、『敦煌遺書総目索引新編』（p. 242）では、「侄廿一叔端公婦義軍兵馬留後□□□□至涼州已送上」と各行を連続させて読み、本文書を補修紙とした。⁽⁶⁾ これらは、おそらく写真のみからの判読であり、そして1行目から順に読み進めた結果だろうが、これでは文意が全く通じないばかりか、本文書の特異な形状や性格を説明することもできない。

実は、この料紙を図1の左上角から斜めに巻いて筒状にすれば、1行目と3～5行目はそれぞれの行頭・行末が接合してひとつの行を形成する。残る2行目はこれとは別に筒の反対面に書き付けられたものであり、本来のテキストは筒の表裏に1行ずつ記された、計2行であったことが判明する〔図2〕。また、図1では2つ見えた印影も、筒状にすることで印影の断面が符合して、ひとつの「沙州節度使印」（縦5.4 cm × 横5.5 cm）の完全な印影となるのである。そして、テキストに対して平行方向の折り跡は筒の側面に生じたもの、直角方向に走る折り跡は筒の上端を折り曲げたものであった。文書を上下に分かつ折り目は、この筒状の形にはまったく関係ないため、文書が使用済みとなって廃棄された後に、何らかの理由で折りたたまれた際のものに違いない。

(5) P. 2555 pièce 4 裏には、pièce 1 裏と同じ筆跡による4行の詩文があり、pièce 1 裏はこのうちの一節を抜き書きしたものである。このpièce 4の表面は仏教寺院の所蔵品リストで裏面とは別筆で書かれており、pièce 1 裏とpièce 4 裏はともに詩文の習字として二次利用されたに相違ない。

(6) 本書では印影の存在も指摘しているが、その判読までは行なっていない。なお、本書の旧版である『敦煌遺書総目索引』（商務印書館編、北京、商務印書館、1962）は、P. 2555 pièce 1 について一切言及していない。

図2 模型による復元図
表 裏
(上端を折り
曲げた状態)



問題は、このように料紙を巻いた状態ではその横幅は約 3 cm となり、筒の上から一辺約 5.5 cm の「沙州節度使印」を捺印したのでは、完全な印影を残すことはできないことである。これについては、料紙を巻いた筒の上にそのまま印を捺すのではなく、先に朱を付けた「沙州節度使印」の上で筒を押し転がして印影を付けたとしか考えられない。

さて、以上の観察結果を踏まえ、改めて読み直したテキストを次に提示する。

表面 謹上叔端公

裏面 姪婦義軍兵馬留後(淮)鼎書至甘州涼州已
来送上

(謹んで叔端公に上す。

姪婦義軍兵馬留後淮鼎の書を甘州・涼州已来に至るまで送上す)

この筒の上端は、「姪婦義軍…」とある面に向かって折り曲げられているので、「謹上叔端公」の面が表面と判る。このような形状や文面からして、本文書が婦義軍兵馬留後の淮鼎から叔父の端公に宛てた手紙の封筒であるということは疑いない。残念ながら、敦煌文献の中にこの封筒に入っていた手紙そのものは発見できない。

3. P. 2555 pièce 1 封筒の形状と性格

P. 2555 pièce 1 の内容に踏み込む前に、この封筒の特異な形状や性格について述べておきたい。この時代、社会のあらゆる階層において、手紙をやり取りすることは既に日常化していた。それを裏付けるように、敦煌文献の中には、手紙文書やその形式をまとめた書儀集が多数残されている。一般に手紙を送付する際には、本文を記した面を内側にして短冊状に折りたたみ、その外側に宛先と差出人名を2行に互って記すが、より丁寧さを示す場合には、封筒が用いられた。これまでに筆者は、敦煌文献の中に8例の封筒の実物を確認している。

No.	文書番号	テキスト	図版	寸法 ⁽⁷⁾ (縦×横; cm)
1	S. 8672v	謹謹上和尚香案 門弟姪僧慈銳状 封	英12, p. 186.	30.8 x 8.2
2	S. 11297	謹謹上 肅州 宰相娘子座前 姪惠藏状 封	英13, p. 208.	30.5 x 10.8
3	S. 11348	謹謹上 都僧統大師 法前 門人賜紫沙門 道安状封	英13, p. 234.	31 x 21.5
4	S. 11349	謹謹上 符僧正和尚謹空座前瓜州門弟智光 状封	英13, p. 235.	29.4 x 9.5
5	S. 11350	謹謹 上 鎮使及娘子 座前押衙楊保德 状封	英13, p. 235.	30 x 7.6
6	P. 4514 (6)-4	謹上 衆都督閣下 歸義軍節度留後使檢校司 空曹元忠状封 ※「沙州節度使印」あり	宝133, p. 286.	29.8 x 21.4
7	P. 4516v	(前欠)・[前] 天后 書封 ※「□□天后新鑄之印」 ⁽⁸⁾ あり	宝133, p. 307.	16.1 x 43.7
8	P. 5012	謹謹上 浄土寺李僧正和尚香案肅州智藏状封	宝135, p. 163.	30.6 x 11.6

英=「英藏敦煌」 宝=「敦煌宝藏」

(7) No.1 および No. 6 ~ 8 の寸法は筆者の計測による。No. 2 ~ 5 の寸法・形状については、弘前大学助教授松井太氏にご教示いただいた。記して深謝する。

(8) 「□□天后新鑄之印」の基本情報については、森安 2000, p. 118 を参照。ここに見える天后は、帰義軍から于闐(コータン王国)への使節の状文 P. 4518 v-2 [「書法叢刊」15, pp. 77-78, 95] にも現れるが、張広達・榮新江両氏は、これを節度使曹元忠の姉・大寶子闐国王李聖天の皇后曹氏としている[張広達 & 榮新江「于闐史叢考」上海, 上海書店, 1993, p. 49; cf. 「書法叢刊」15, p. 95; Catalogue 5, tome 1, p. 130].

これらに共通することは、まず、「謹(謹)上 差出人名+脇付 受取人名 状(書)封」という書式に準じて作成されていることである。次にその形状は、紙片を端から巻いて細長い円筒状にし、巻き終わりの縁を縦に細く糊付けしてから、表側の中央に来る紙縫上に縦一列で宛名と差出人名を書いたものである⁽⁹⁾。これらと比較すると、本稿の封筒 P. 2555 pièce 1 は、表面の「謹上+受取人名」という冒頭の形式だけは一致するものの、裏面の書式や、宛名と差出人名を別々の行に分けて記す点、さらには料紙を斜めに巻いて上端を折るといった点で大きく異なっている。また、敦煌の書儀の中にも P. 2555 pièce 1 に合致するような封筒の説明は見当たらない⁽¹⁰⁾。これは、中国の書儀を受容して独自の書簡作法を確立した日本においても同様で、こちらでは料紙を縦長に配置して書状を巻くのが通例であり、やはり斜めに巻くことはない⁽¹¹⁾。

このように特徴的な P. 2555 pièce 1 の形状・書式について、これを明解に説明する史料を今のところ見出してはいない。しかしながら、上に見た封筒の書式以外にも、用途に応じていくつかの封筒の書式が規定されていたことが、唐中期以降に属する書儀『四海書題』(S. 329 + S. 361) から窺える⁽¹²⁾。

(9) Cf. 森安 2000, p. 21. なお森安氏は、封筒 P. 4514(6)-4[表 No. 6] の形状を説明する中で、料紙を巻いた後に平たく押しつぶす、と述べている。確かにこの P. 4514(6)-4 には短冊状の折り跡が確認できるが、筆者の実見によれば、この折り跡は封筒の形状とは全く関係ないため、封筒として使用済みになった後に保管のために折りたたまれたものと思われる。

(10) P. 2556; P. 2622; P. 2637; P. 2646; P. 3362; P. 3502v; P. 3688; P. 4019; S. 2200; S. 4761. Cf. 周一良 & 趙和平『唐五代書儀研究』北京、中国社会科学出版社、1995, pp. 335-336.

(11) Cf. 相田二郎『日本の古文書』(上)、東京、岩波書店、1949, pp. 372-375, 616-633; 萩野三七彦「封」『国史大辞典』12、東京、吉川弘文館、1991, pp. 11-12.

(12) 図版は『英蔵敦煌』1, pp. 132, 151 を参照。次頁の録文は、郝春文(編著)『英蔵敦煌社会歴史文献釈読』2(敦煌社会歴史文献釈録第一編)、北京、社会科学文献出版社、2003, pp. 60-61 を参考に作成した。本文書の作成年代について中村裕一氏は、S. 329 の中に「節度使」「折衝」という語が見えることから、この書儀を開元年間以降のものとする[中村 1991, p. 496]。また、本文書は二次利用されて裏面が公文書の草稿・習字にあてられているが、ここには大中十二年(858)から乾寧二年(895)までの日付が確認できるので、『四海書題』の作成年代の下限は9世紀中葉となる。

(S. 361)

- 1 重書 相国・左右丞相・御史大夫・中丞・侍御・六尚書・三公九卿・節度使・太□□。
- 2 孟春猶寒，伏惟 官位公尊體動止萬福。即此蒙恩，如有事意，即於
蒙恩之下論。
- 3 所守有限，拜奉未由，無任下情，伏增馳戀，謹遣使次。即謹因，某官某乙，使次
- 4 即云
使次。奉狀 起居。不宣謹狀。 官位公^{閣下} 月日行官姓名狀上。
- 5 (A) 謹謹上 位公^{閣下} 行官位姓名狀上封。重封，(B) 官位姓名狀至某所去皮送
某官。 答書。
- 6 使至，辱某月日書為慰。春寒，惟 動息清宜，此某常遣，何當祇對，
- 7 但搖然，因人還粗此無^(諭)愈，謹狀。 月日官位姓名狀通 姓位郎 侍任從所稱。
- 8 謹空。 (C) 官位姓名書至某所通送 姓位次郎。

上は相国以下の高官に宛てる手紙とそれに対する返書、さらにそれぞれの封筒の上書きの書式をまとめたものである。冒頭行には、この書式が適用されるべき宛先として「侍御」が挙がっている。後述するように、P. 2555 pièce 1 の受取人である端公とは侍御史の別称であり、この「侍御」は侍御史の略称に違いない。従って、P. 2555 pièce 1 封筒の中身もまた、ここに見える手紙の書式に準じていたと推測される。2～4行目はその手紙の書式で、(A)はその手紙の封筒の上書きにあたる。これは、先ほど見た8点の封筒の事例と比較すれば明白であろう。続く(B)は、直前に「重封」とあるように、(A)の上書きを書き付けた封筒をさらに上から別紙で二重に包んで封をする際の上書きの書式。5行目末尾には「答書」と細字の書き込みがあり、それ以下が返書の書式にあたりと判る。8行目冒頭の「謹空」とは、手紙本文の終わりに記し「以下余白」を意味する用語で〔中村 1991, p. 506〕、続く(C)がこの返書の封筒の上書きと推測される。(A)に見える「官位姓名」は(B),(C)にも等しく現われるが、(A)の書式からこれが差出人名と判る。さて、P. 2555 pièce 1 裏面の「姪帰義軍兵馬留後^(准)鼎書至甘州涼州」という形式は、(B),(C)に共通する「差出人名+状/書 至某所(宛先)」の形式に準じるものである。しかも、「侍御」に宛てる書状は二重に封

をせねばならないが、既に円筒状にした(A)の封筒をさらに別紙で包むにあたり、同じように料紙を円筒状に巻いたのでは(A)の封筒を完全に包み込むことはできないので、料紙を斜めに巻きその端を折る必要があったと考えられる。以上から、P. 2555 pièce 1 は重封用の外側の封筒と見てよい。

4. 発信者・受信者・印章の検討

(1) 張淮鼎の自署

先に筆者は、差出人である「帰義軍兵馬留後」に続く文字を「^(准)佳鼎」と復元した。これは、本稿で問題となっている第3代節度使の名前を想起させる。本節ではこの点を確認する。まず、P. 2555 pièce 1 には節度使の官印「沙州節度使印」が捺されていること、また帰義軍政権のトップが兵馬使を兼ねる例が複数あることから、⁽¹³⁾この差出人は当然、節度留後であることは間違いない。「沙州節度使印」の使用期間は888～910, 914～935, 939～955年間であり[森安2000, pp. 16-24, 91-93], これに該当する節度使・節度留後は張淮深、張淮□/張淮鼎/張淮興、索勲、李弘願、張承奉、曹議金、曹元深、曹元忠の8人に限定されるので、この差出人を第3代節度使と見ることは十分ありうる。ところで既述したように、鄭炳林氏はこの兵馬留後を第2代節度使の張淮深にあてている[鄭炳林1992, p. 294]。確かに淮深もこの8人の中に含まれるが、彼は872年以前から節度兵馬留後ではなく河西節度使と自称しており[榮新江1996, p. 84], さらに彼が節度兵馬留後であった期間は、「沙州節度使印」ではなく「河西道觀察使印」あるいは「河西都防禦使印」を使用していたので[森安2000, p. 56], 鄭氏の説には首肯しえない。

(13) 張淮深「沙州刺史充帰義軍兵馬留後」(P. 3425=『法藏敦煌』24, p. 169), 張承奉「節度副使・権知兵馬留後使」(『舊唐書』卷22a, p. 768, 中華書局版), 曹仁貴(=議金)「帰義軍節度兵馬留後使」(P. 3239=『法藏敦煌』22, p. 269)・同「権知帰義軍節度兵馬留後」(P. 4638v-4=『敦煌宝藏』134, p. 100), 曹延恭「帰義軍節度兵馬留後」・曹延祿「権帰義軍節度兵馬留後」(P. 3827=『法藏敦煌』28, p. 254)の例がある。

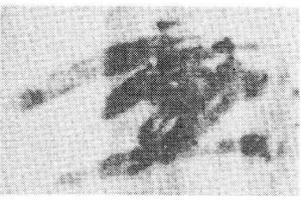
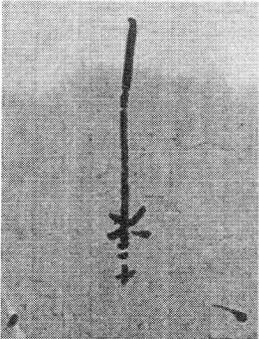
(14) この李弘願だけが節度使ではなく、張承奉時代の節度副使である。894年に索勲に代わって張承奉が節度使に就くが、当初は名目のみの節度使であり、896年までは李明振の妻とその息子らが帰義軍政権の実権を掌握していた[榮新江1996, pp. 11-12, 203-210]。

さて、問題の文字は「帰義軍兵馬留後」という肩書に続けて書いてあることからして、この差出人の名前に相違ない。そしてそれが書状の封筒に書き付けてあることから、当然それは当人の自筆署名と見てよいだろう。先行研究では誰も読んでいないように、この署名は確かに読みにくく、前後の文字と墨の濃淡は変わらないものの、草書体のように文字を崩している。しかし本文書を実見した結果、これは「隹」と「鼎」の2文字を極端に崩し、1文字のように縮めて書いたものと読めた。とすれば、ここに見える「隹」は「淮」を略したものに違いなく、これこそ問題となっている第3代節度使の自筆署名であり、彼の名前は「張淮鼎」と確定できる。

既に述べたように、馬徳氏は第3代節度使の名を「張淮興」とするが〔馬徳1994, p. 77〕、この2文字目を「興」と読むのは難しい。そもそも、「張淮興」の名が現われる仏画 Ch. liv 007 の日付は乾寧4年(897)であり、既に892年頃に第3代節度使は死亡している事実からすれば、第3代節度使と張淮興は別人物でしかありえず、馬徳説が成立する余地はない。

そして、P. 2555 pièce 1 の署名を張淮鼎のものとするのは、先に挙げた「沙州節度使印」に該当する節度使たちの署名と比較することで、さらに確かなものとなる。歴代の帰義軍節度使の自署に関しては、曹元忠・曹延祿の鳥型花押が最も良く知られるところであるが⁽¹⁵⁾、その他の節度使についても敦煌文献の中に何点か見ることができる。次ページ以下の図は、P. 2555 pièce 1 の拡大図と淮鼎を除く節度使7名の署名の写真複製である。一見して明瞭のように、ここに挙げた7名9例の署名は、いずれも本稿のP. 2555 pièce 1 の署名とは異なる。以上のことから、P. 2555 pièce 1 に見える自署を張淮鼎にあてることは確実である。

(15) Cf. Eliasberg, D., "Les signatures en forme d'oiseau dans les manuscrits chinois de Touen-houang." In: M. Soymie (ed.), *Contributions aux Etudes de Touen-houang*, [I], Genève / Paris, 1979, pp. 29-44, +8 pls.

		
<p>張准鼎 P. 2555 pièce 1</p>	<p>張准深⁽¹⁶⁾ S. 7384B</p>	<p>索勳⁽¹⁷⁾ P. 3711</p>
		
<p>李弘願⁽¹⁸⁾ Dx. 1435</p>	<p>張承奉⁽¹⁹⁾ S. 1604</p>	

(16) 『英藏敦煌』12, p. 56. 張准深の自署はこのほかに P. 2937 pièce 1, P. 3193 pièce 2, P. 3569 に見ることができる。

(17) 『法藏敦煌』27, p. 42. 索勳の自署はこの1点のみ。

(18) 『英藏敦煌』8, p. 171. 本文書に捺された朱印の情報については、森安 2000, p. 17 を参照。

(19) 『英藏敦煌』3, p. 101. このサインはこれまで、文書の発布日(二十八日)を符牒化したもの[竺沙 2002, 補編 p. 93], あるいはただの数字「一十」[『真蹟積録』4, p. 125]とも考えられてきたが、柴新江氏が最初に承奉の署名と指摘し[柴新江 1996, p. 275], その後陸離氏が「奉」と読んだ[陸離 2000, p. 58]. これを「承奉」を極端に模様化したものと見ることは、坂尻彰宏氏のご教示による。なお、承奉のサインは、S. 5810, P. 4974, Dx. 2264 + Dx. 8786 にも見える。

<p>曹仁貴⁽¹⁹⁾ P. 3239</p>	<p>曹議金⁽²¹⁾ P. 3805</p>	<p>曹元深⁽²²⁾ S. 4363</p>
<p>曹元忠⁽²²⁾ P. 3805</p>	<p>曹元忠(鳥型花押) P. 3805⁽²³⁾</p>	

(20) 『書法叢刊』15, 口絵カラー図版。また『法藏敦煌』22, p. 269 も参照。仁貴とは曹議金の字 [cf. 榮新江 1996, pp. 96, 231-237]。

(21) 『書法叢刊』15, p. 22。『法藏敦煌』28, p. 107. も参照。

(22) 『英藏敦煌』6, p. 46。曹元深の自署はこの1点しか確認できない。なお、この自署は曹元深の「深」字をデザイン化したものである [cf. 森安 2000, p. 26]。

(23) 『法藏敦煌』22, p. 318.

(24) 『英藏敦煌』5, p. 152.

(2) 端公李明振

次に、この封筒の受取人であり、差出人の張准鼎と親族関係にあった端公について検討する。鄭炳林氏は、この端公を「李端公墓誌」(P. 4610 + P. 4010 = 鄭炳林 1992, pp. 293-299)に見える李明振とするが、その根拠は示していない[鄭炳林 1992, p. 294]。李明振は、張議潮の沙州回復に際して功を建てて涼州司馬檢校国子祭酒兼御史中丞上柱国を授けられ、890年7月16日に沙州の私邸で没し、のちに右散騎常侍を贈られた[「李端公墓誌」; P. 4640]。ただし、ここに言う端公とは、唐代の御史台に置かれた侍御史の異称であり、李明振のみを指すものではない。実際、帰義軍政権下の幕職官で端公の肩書きを有する者は、李明振以外にも李弘諫(李明振の第三子, S. 1177)⁽²⁵⁾、康端公(P. 2555 pièce 5 = 『法藏敦煌』15, p. 348)、羅進通(P. 2482-3 = 『法藏敦煌』14, p. 251; 鄭炳林 1992, p. 490)がおり、さらに名前・年代ともに不明の端公が2例ある(P. 4990 = 『敦煌宝蔵』135, p. 108 / S. 8646v = 『英藏敦煌』12, p. 196)。しかし、P. 2555 pièce 1にあるように、帰義軍節度使と親族関係にある端公は、李明振と彼の息子李弘諫以外には知られていない。また、張准鼎が帰義軍節度使/節度留後の任にあった期間は、張淮深が死去する890年2月22日から索勳が旌節を授与される892年9月までに限定されるが、李弘諫が端公と称されるのは896年以降のことで[榮新江 1996, pp. 87-89, 210]、期間が一致しない。したがって、本文書の端公とは李明振のことであり、鄭氏の説はゆるぎない。また、張准鼎の治世期間及び李明振の死亡時期から、P. 2555 pièce 1の作成時期は890年2月22日から同年7月16日までと決定できる。

(25) 図版は『敦煌宝蔵』9, p. 139を、録文は池田温『中国古代写本識語集録』東京、東京大学東洋文化研究所, 1990, p. 438を参照。光化三年(900)6月9日の日付を有するこのS. 1177「金光明最勝王經卷」巻一の識語には、女太夫人張氏が、今は亡き使君・端公・衙推の三人の息子を供養せんとして写経した旨が述べられている。榮新江氏によれば、この女太夫人張氏こそ張議潮の娘すなわち李明振の妻で、三人の息子とは、張承奉によって896年に弑逆された李弘願・李弘諫・李弘益の兄弟を指すという(次男の李弘定は当時瓜州にあり、彼一人難を逃れている)[榮新江 1989 = 1996, pp. 209-210]。これに従えば、順番から言って、端公は李弘諫にあたる。

そこで次に問題となるのは、封筒の宛先たる李明振の所在地であろう。848年に沙州及び瓜州を回復した張議潮は、河西地方への勢力拡大に対し唐朝から暗黙の了解を得たこともあって、肅州・甘州(849年)、伊州(850年)、涼州(861年)を次々と手中に収めた〔藤枝「始末(一)」pp. 87-92; 唐長孺 1962, p. 285; 榮新江 1996, pp. 2-5, 149-151, 157; 森安 2000, pp. 52-53〕。本稿の P. 2555 pièce 1 には、このうち甘州と涼州の地名が宛先として挙がっている。確かに、先述のごとく李明振は涼州司馬に任ぜられており、当時彼は遠く沙州を離れて任地である涼州ないしはその西の甘州付近に赴任していたかのように読み取れよう。しかしながら、既に 880 年代に、涼州には吐谷渾やチベット系唃末が、また甘州には西遷してきたウイグル族が割拠し、この 2 州は遅くとも 887 年には完全に帰義軍の手中から離れることが確認される⁽²⁶⁾。そのため、李明振は甘州・涼州方面に常駐していたのではなく、一時的に甘州・涼州方面へ出使していたに違いない。また、張淮鼎から遣わされた使者は先行する李明振を追いかけて書状を届けねばならないが、既に沙州を進発した李明振の正確な現在位置を知りえないために、この P. 2555 pièce 1 封筒の宛先部分は、「甘州・涼州已来に至るまで送上す」と漠然とした表現にせざるを得なかったのであろう。

(26) Cf. 唐長孺 1962, pp. 290-292; 榮新江 1986, pp. 31-32; 榮新江 1996, pp. 302-307. なお藤枝氏は、9世紀末の河西地方は帰義軍の統制下にあったという考えを提示しているが〔藤枝「始末(二)」p. 73〕, 884年に肅州防戍都から張淮深に宛てられた状文 S. 389, S. 2589 などからは既に甘州・涼州地方には甘州ウイグルや唃末が勢力を拡大していた事実が読みとれる〔cf. 唐長孺 1962, pp. 290-292; 榮新江 1996, pp. 303-304〕。また鄧文寛氏は、S. 5139裏に書写された涼州節院使押衙劉少晏から太保に宛てた状文を検討する中で、太保を張淮深に、そして文書の年代を 889年に決定し、この時まで涼州は帰義軍の属領であったと主張する〔鄧文寛「《涼州節院使押衙劉少晏状》新探」《敦煌学輯刊》1987-2, 1987, pp. 62-68〕。しかし、張淮深が太保の号を有していた事実は知られておらず〔cf. 榮新江 1996, pp. 78-88, 129〕, また S. 5139裏全体からは、これを 10世紀と見るべき要素が複数確認されるので〔森安 1980, p. 307〕, この状文の伝える内容は、唐長孺氏の説くように 925年(太保=曹議金)のこととしてよい〔cf. 唐長孺 1962, pp. 289, 293〕。従って、S. 5139裏の作成年代を 889年とする必要はなく、鄧氏の説は成り立たない。

P. 2555 pièce 1 が敦煌莫高窟より発見されたのは、李明振がその書状と封筒を敦煌に持ち帰ったためと考えられる。また、彼がこの 890 年のうちに敦煌で死去することからも、この書状を受け取った後に敦煌に帰還したとしてよい。当時彼が敦煌を中心に活動していた事実は、帰義軍節度使配下の河西都防禦使から端公に宛てられた書状 P. 3863 [『法藏敦煌』29, p. 23] から確認できる。既に森安氏によりこの文書の年代は 887 年の 9 月以前に決定され、また文中の僕射は張淮深に、端公は李明振に比定されている [森安 2000, p. 15]。

- 1 不審近日 體氣何似。伏惟順時善加
 - 2 保愛。前月廿五日，當使先差押衛張弘信入奏迴。郜
 - 3 奉二月十九日 勅，就加右散騎常侍，充河西
 - 4 都防禦招撫押蕃落等使者。郜素乏韜鈴才，非
 - 5 超衆，叨竊 寵渥，驟奉
 - 6 勅恩，不任 榮懼。此皆
 - 7 端公迥賜吹嘘遠及庥庇，仰荷
 - 8 恩德悚惕難申。伏以當州自京國不寧 省絕支
 - 9 遣，欠闕至甚。今專押衛陰文建等賣書牒上
 - 10 僕射，請賜救接。伏望
 - 11 端公因言語之次，請為借便。伏垂
 - 12 照察。謹狀。
 - 13
- 「 」
郜 狀
「 」

近ごろのお体の具合はいかがでございましょうか。時節柄、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。先月 25 日、当方が以前に派遣しておりました押衛張弘信が入朝を果たし戻ってまいりました。わたくし郜は、2 月

19日付の勅書を賜わったところ、「右散騎常侍を加官し、河西都防禦招撫押蕃落等使に任命する」とございました。わたくし部は、もとより兵法の才に乏しく、また他者より秀でているわけでもございませんが、忝くも皇帝陛下からのご寵愛をいただき、また突然の陛下のご恩を賜わり、その榮譽に堪えません。これも全ては端公様のわざわざのご推挙、ご加護によるものであれば、あなた様のご恩に感じ入るとともに、その畏れ多さは申し難いほどです。

さて、京国（＝沙州）が平穩でなく、当地への物資輸送が途絶えたために、当州は物資が著しく不足しております。今、押衙陰文建らを遣わして書状を送り、僕射様に救援を要請いたします。端公様が僕射様とお話なさる際に、官庫から物資を支出して下さるようお願いしていただけないでしょうか。ご高配を賜りますよう。謹んで申し上げます。部、状す。

冒頭行から途中8行目までは、河西都防禦招撫押蕃落使に任命された件について、某部が自分を推挙してくれた端公に謝辞を述べている。その次に、彼の治める州が物資不足で困窮しているために僕射に救援を要請したので、端公からも取りなしてくれるよう依頼している。文書末尾には、部の署名とともにその「河西都防禦使印」が捺してある。⁽²⁷⁾既に述べたようにP. 3863の年代は887年の9月以前とされるが、補足するならば、887年5月10日の日付を持つ社文書P. 4044 [『敦煌寶藏』132, p. 564; 榮新江1996, p. 85]には、まだ張淮深が僕射以前の称号、尚書を名乗っていることが確認されるので、P. 3863の作成年代は

(27) 「河西都防禦使印」の印影・基礎情報については、森安2000, pp. 13-16, 114, pls. 1, 11を参照。この某部の署名は、本文の文字とは別筆・細字で書かれており、書状自体は彼の幕職官が清書し、最後に部自身が署名・捺印したものと判る。なお、この書状本文の筆蹟は、「(河西)都防禦判官將仕郎試弘文館校書郎何慶」から「判官」に宛てた2通の書状P. 2672v-1 [『法藏敦煌』17, pp. 180-181; cf. 森安2000, pp. 15-16]とS. 6234v [『英藏敦煌』10, p. 210]のそれと全く同じで、P. 3863もこの河西都防禦判官の筆によるものであろう。

この年の5月から9月の間と限定できる。さらに、同年に長安の沙州進奏院から張淮深に宛てた進奏院状 S. 1156 の冒頭部分は、帰義軍の入朝使が2月19日に僖宗皇帝に對面したことを伝えている。P. 3863 に見える2月19日の勅書とはまさにこの時に授かったものに相違なく、P. 3863 の作成年代を887年に比定することはもはや揺るぎない。

さて、先述の甘州・涼州の情勢や、876年4月に伊州は帰義軍の手を離れること、そして887年11月の時点では肅州はまだ帰義軍の支配下にある事実[榮新江 1986, p. 33; 榮新江 1996, pp. 8, 307, 358]を考慮すれば、この河西都防禦使の某部が治める州は肅州と見てよい。⁽²⁸⁾ 一方で、受信者である端公李明振については、敦煌に府を置く節度使張淮深の元にいること、そして先程と同じく P. 3863 が敦煌莫高窟より将来されていることから、彼は少なくとも887年頃より敦煌を拠点として活動していたことが判る。

さらにここからは、李明振が張淮深の側にあつて彼に直言できる立場にあり、帰義軍の辺境防衛を掌る河西都防禦使の人事にも関与していた事実を読みとることができる。また、中和年間(881～884年)に属する祈願文 S. 6026 [『英藏敦煌』10, p. 45]には、中和皇帝(=僖宗)・尚書(=張淮深)・僧政(敦煌仏教教団の僧官)の次に將軍・端公が祈願されている。この端公も年代的に李明振を指すと思われ、これらから彼が帰義軍政権内でもかなり高い地位にあつたことが窺える。

(28) 『英藏敦煌』S2, p. 241. Cf. 中村 1991, pp. 339-346. 「進奏院 状上／當道三般次專使所論旌節次第逐件具録如後。／右、伏自(光)啓三(年)二月十七日、專使押衝宋閏盈・高／再盛・張文徽等三般、同到興元／駕前。十八日、使□□進奉。十九日、對。(後略)」(II. 1-5)

(29) 馮培紅氏は、9世紀を通じて河西都防禦使の任地は涼州にあつたとする[馮培紅 1997, pp. 158-159]。しかし、先に見た880年代の河西回廊の情勢からすれば、この時期の帰義軍の版図は徐々に縮小して、河西都防禦使の所轄は887年時には涼州から肅州にまで後退していたに違いない。

(3) 沙州節度使印

帰義軍節度使は、節度使以外に觀察處置使も兼任することで当地の軍政と民政を掌り、その証しとして節度使印と觀察(處置)使印を併用していた[森安 2000, p. 11]. P. 2555 pièce 1 に見える「沙州節度使印」と対になる觀察使印は「沙州觀察處置使之印」⁽³⁰⁾である。この2つの印は888年に節度使の旌節とともに張淮深に下賜され、その後張淮鼎・索勳・張承奉へと引き継がれたと見られる[森安 2000, pp. 58-60]. ただし、これまでに確認されている「沙州觀察處置使之印」の初出は張淮鼎時代の891年(P. 3384=『法藏敦煌』24, pp. 47-48; cf. 森安 2000, p. 24)であり、一方の「沙州節度使印」は張承奉時代の895年(Dx. 1435=前註18参照)が最も古い使用例であり、この2つの印章の使用開始時期については、まだミッシング・リンクが残されていた。P. 2555 pièce 1の節度使印の発見は、ここに最古の用例を追加するばかりでなく、張淮鼎の時代から節度使印・觀察使印が併用されていた事実を明らかにし⁽³¹⁾、森安氏の説を補強するものである。

ところで、これまで見てきたように、張淮鼎が張淮深の跡を継いで第3代節度使となったが、一方で索勳が890年に淮深・淮鼎の2人を殺害して第3代節度使となった[向達 1957, pp. 421-423]、あるいは淮鼎が索勳により擁立され、

(30) 「沙州觀察處置使之印」の基礎情報と印影については、森安 2000, pp. 24-27, pls. 4, 12を参照。

(31) もっとも、上述のP. 3384の裏面にも「沙州節度使印」と「沙州觀察處置使之印」の2つが同時に捺してあり、ここからも2つの印が淮鼎時代に併用されていたことを確認しうる。従来情報では、P. 3384は表面文末に1箇所、裏面の左右両端にある紙縫上に1箇所ずつ、計3箇所に「沙州觀察處置使之印」が捺してあることが指摘されていた[Catalogue 3, pp. 314-315; 森安 2000, p. 24]。しかし、筆者が原文書を実見したところ、裏面右端の紙縫上にある印影は、はじめに「沙州節度使印」を捺した上に「沙州觀察處置使之印」を重ねて捺印したものであることが判明した。このP. 3384文書は、各戸口の受田簿を官銜にて接続したもので、点検のために裏面の紙縫上に官印を捺している。本来民事に属するこの受田簿には当然「觀察使印」が捺されて然るべきであるから、ここに見える節度使印は単なる捺し間違いで、それゆえに上から觀察使印を捺しなおしたものと考えられる。なお裏面左端の紙縫には觀察使印が二度捺しされた跡が見えるが、こちらは一度目の捺印で上手く捺せなかったため、再度捺印しなおしたものに違いない。

実権は索勲にあった[呉震 1996, p. 380]と見る説がある。しかしながら、P. 2555 pièce 1 に見えたとおり、張淮鼎が権力の象徴である「沙州節度使印」を自ら使用している事実が、それらへの有力な反証となろう。また、本文書の年代が 890 年 2～7 月に決定されることで、張淮深暗殺直後の早い段階から淮鼎は政権を掌握していたことが判る。

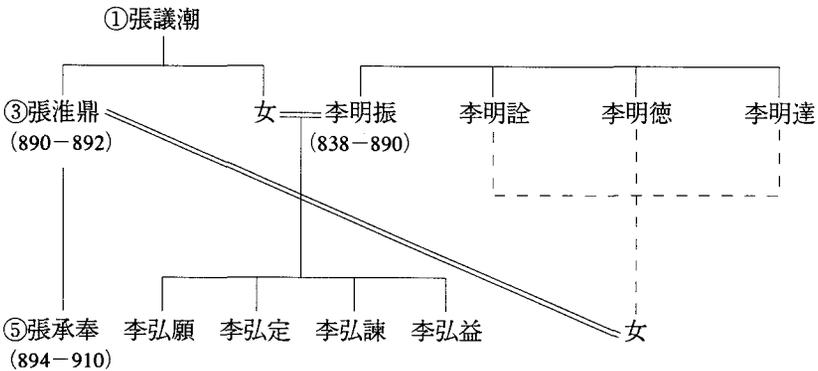
(4) 張氏帰義軍節度使の系譜

以上の検討は、張氏節度使の系譜を構築する上で新たな材料を提供する。「李氏再修功德碑」の記事によれば、淮鼎は李明振の妻(張議潮の娘)の弟、彼の息子と目される張承奉は李明振の甥とされる[本稿 p. 3 系図参照]。しかし P. 2555 pièce 1 では、李明振と張淮鼎が叔父・姪(兄弟の子女)の関係にあることが新たに判明した。この一見すると矛盾するかのような関係が成立するためには、(1) 李明振が張淮鼎の叔母すなわち張議潮の妹を妻としていたか、(2) 張淮鼎が李明振の姪を娶ったことが予想される。まず(1)については、張議潮には兄姉がいたことが確認されるが⁽³²⁾、妹の存在は知られていない。また、李明振の事績

(32) これまでに確認されている張議潮の実兄は張議譚ただ一人だが、P. 3556-9「張戒球遯真讚」[『法藏敦煌』25, p. 254; 鄭炳林 1992, pp. 398-399; 『遯真讚』pp. 345-346]には、張姓の尼僧戒球について「前河西隴右一十一州張太保之貴姪也。父墨離軍諸軍使(事)守瓜州刺史金紫光祿大夫檢校工部尚書兼御史大夫上柱國張公之的子女」とあり、彼女が太保(=張議潮)の姪で、その父は墨離軍諸軍事・瓜州刺史であったことが判る。従来、「張淮深碑」[cf. 藤枝 1964, pp. 64-73]に張議譚が死後工部尚書を贈官されたとあり、工部尚書という官銜が一致することから、この人物を議譚にあてていた[鄭炳林 1992, p. 308; 『遯真讚』p. 5; 榮新江 1996, p. 77]。しかし、莫高窟第 94 窟の供養人題記に記されている議譚の没後の官銜は、工部尚書でなく戸部尚書とあり[藤枝 1964, p. 62; 『供養人題記』p. 31]、「張淮深碑」の記述のみから彼を張議譚に比定することはできない。そして、張議譚の官銜は「沙州刺史」[張淮深碑]、「帰義軍節度兵馬留後使」[P. 3556-10; cf. 鄭炳林 1992, p. 400]であり、彼が墨離軍諸軍事・瓜州刺史であったという事実は伝えられていない。従って、張戒球の父は、張議譚とは別の張議潮の兄であり、議潮には少なくとも 2 人の兄がいたと考えてよい。一方、張議潮の姉については、彼の造営した仏窟、莫高窟第 156 窟の主室西壁龕下の供養人像中に「姉師登壇大德兼尼法律了空」とあり、この人物が議潮の姉にあたる[cf. 『供養人題記』p. 73; 『敦煌学大辞典』p. 352]。

を伝える「李氏再修功德碑」や「李端公墓誌」には、彼の妻としては張議潮の娘しか挙がっておらず、(1)はまず成立し得ない。これに対し(2)は、李明振には明達・明得・明詮の三人の兄がいたことが知られており〔「李端公墓誌」；P. 4640〕、この兄達のうちいずれかの娘と淮鼎が婚姻関係にあった可能性が十分にありうる。ここから導き出される関係系図は以下のとおりである。

関係系図



このように、張淮鼎にとって李明振は義兄であり、また妻の叔父という二重の関係にあった。それだけでなく、先に述べた如く李明振が帰義軍政権内にあつて高位を占めていた事実を鑑みれば、張淮鼎が従兄弟張淮深を倒して政権を掌握する際に、この李明振の後ろ盾を必要としたことは容易に想像されよう。だからこそ、淮鼎が李明振に手紙を送るにあたり、単に親族に送る私信としてではなく、P. 2555 pièce 1 のように二重の封を用い、貴人として礼を尽くした形をとったのではないだろうか。また、第1節に述べたように、894年に李明振夫人が索勳を誅殺して張承奉を節度使に据えるが、この政治的背景には、単に張承奉が彼女の甥でありかつ張義潮の嫡孫であるからだけでなく、それ以前から承奉の父である張淮鼎と李氏一族の間に深いつながりがあったことが大きく起因したに相違ない。

おわりに

以上、P. 2555 pièce 1 文書の検討を通じて、従来不明瞭であった張氏一族の第3代節度使の名前が張淮鼎であったことを明らかにした。そして淮鼎と李明振一族の姻戚関係を解き明かし、張氏節度使の系譜を修正することができた。また、このP. 2555 pièce 1についても、その形状やテキストを正しく復元し、これが他に類例を見ない、手紙を二重に封をする際の外側の封筒であることを指摘した。

張淮鼎の名前の確定・系譜の修正という点において、本稿の成果は従来の帰義軍史研究を一步推し進めたものといえる。また、本稿で取り扱ったP. 2555 pièce 1からは、帰義軍史研究の論争的となっていた890年代の張淮深暗殺を契機とする政変についても、新たな材料を得ることができた。今後は、この情報を元に、当該時期の帰義軍政権の動向を再検討することが課題といえよう。

略記

Catalogue = *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale*, 6 vols., Paris 1970-2001.

Ch. = 敦煌千仏洞

Dx. = ロシア科学アカデミー東方学研究所サンクトペテルブルク支所蔵敦煌文献

P. = フランス国立図書館所蔵ペリオ蒐集敦煌漢文文献

S. = 大英図書館所蔵スタイン蒐集敦煌文献

【英蔵敦煌】= 中国社会科学院歴史研究所(編)『英蔵敦煌文献(漢文仏經以外部分)』全14巻, 成都, 四川人民出版社, 1990-1995.

【俄蔵敦煌】= 俄羅斯科学院東方研究所/聖彼得堡分所/俄羅斯科学出版社東方文学部/上海古籍出版社(編)『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所蔵敦煌文献』全17巻, 上海, 上海古籍出版社, 1992-2001.

【供養人題記】= 敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京, 文物出版社, 1986.

【書法叢刊】= 饒宗頤(編)『敦煌書法叢刊』全29巻, 東京, 二玄社, 1983-1985.

【真蹟積録】= 唐耕耦/陸宏基(編)『敦煌社会経済文献真蹟積録』全5巻, 北京, 書目文献出版社, 1986-1990.

【敦煌遺書総目索引新編】= 敦煌研究院(編)『敦煌遺書総目索引新編』北京, 中華書局, 2000.

- 『敦煌学大辞典』=季羨林(主編)『敦煌学大辞典』上海,上海辭書出版社,1998.
 『敦煌寶藏』=『敦煌寶藏』全130卷,台北,新文豐出版公司,1981-1985.
 『遼真讚』=饒宗頤(編)／姜伯勤·項楚·榮新江(合著)『敦煌裝真讚校錄并研究』(香港
 敦煌吐魯番研究中心叢刊3)台北,新文豐出版公司,1994.
 藤枝「始末」=藤枝1941-1943.
 『法藏敦煌』=『法藏敦煌西域文獻』1~30卷,上海,上海古籍出版社,1995-2005+.

参考文献(著者名ABC順)

- 竺沙雅章 CHIKUSA Masaaki
 2002 『増訂版 中国仏教社会史研究』京都,朋友書店。
 鄧文寬 DENG Wenkuan
 1988 「也談張淮深之死」『敦煌研究』1988-1, pp. 76-80.
 馮培紅 FENG Peihong
 1997 「晚唐五代宋初婦義軍武職軍將研究」鄭炳林(編)『敦煌婦義軍史專題研究』
 蘭州,蘭州大學出版社, pp. 94-178.
 藤枝晃 FUJIEDA Akira
 1941-1943 「沙州婦義軍節度使始末(一),(二),(三),(四·完)」『東方學報』(京都)
 12-3, pp. 58-98; 12-4, pp. 42-75; 13-1, pp. 63-95; 13-2, pp. 46-98.
 1964 「敦煌千仏洞の中興——張氏諸窟を中心とした九世紀の仏窟造営——」『東方
 學報』(京都) 35, pp. 9-139.
 姜亮夫 JIANG Liangfu
 1979 「唐五代瓜沙州張善兩世家——《補唐書張義潮傳》訂補」『中華文史論叢』
 1979-3, pp. 37-57.
 李永寧 LI Yonning
 1986 「豎牛作孽,君主見欺——談張淮深之死及唐末婦義軍執政之更迭」『敦煌研究』
 1986-2, pp. 15-20.
 陸離 LU LI
 2000 「俄、法所藏敦煌文獻中一件婦義軍時期土地糾紛案卷殘卷淺說——對 Dx. 2264、
 Dx. 8786 与 P. 4974 号文書的綴合研究」『敦煌學輯刊』2000-2, pp. 54-65.
 羅振玉 LUO Zhenyu
 1926 「補唐書張義潮傳」『雪堂叢刻』8。
 馬德 MA De
 1994 「張淮興敦煌史事探幽」『敦煌學輯刊』1994-2, pp. 77-79。
 森安孝夫 MORIYASU Takao
 1980 「ウイグルと敦煌」榎一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』東京,大東出版社,
 pp. 297-338。
 2000 「河西婦義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1-121,
 +15 pls, +1 table.

中村裕一 NAKAMURA Hiroichi

1991 『唐代官文書研究』京都，中文出版社。

PELLIOT, Paul

1981 *Mission Paul Pelliot documents conservés au Musée Guimet XI, grottes de Touen-Houang carnet de notes de Paul Pelliot inscriptions et peintures murales grottes 1 à 30*, Paris, Collège de France, Instituts d'Asie Centre de Recherche sur l'Asie Centrale et la Haute Asie, 13+130p, +64pls.

錢伯泉 QIAN Boquan

1988 「為索勳篡權翻案」『敦煌研究』1988-1, pp. 68-75.

榮新江 RONG Xinjiang

1986 「婦義軍及其與周遘民族的關係初探」『敦煌學輯刊』1986-2, pp. 24-44.

1989 「晚唐婦義軍李氏家族執政史探微」『文獻』1989-3, pp. 172-183.

1996 『婦義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』（中國傳統文化研究叢書）上海，上海古籍出版社。

孫修身 SUN Xiushen

1982 「張淮深之死再議」『西北師院學報』1982-2, pp. 33-38.

唐長孺 TANG Changru

1962 「關於婦義軍節度的幾種資料按」『中華文史論叢』1, pp. 275-298. (再錄：『山居存稿』北京，中華書局，1989, pp. 429-451)

吳震 WU Zhen

1996 「張淮深論節始末補証」敦煌研究院（編）『段文傑敦煌研究五十年紀念文集』北京，世界圖書出版公司北京公司，pp. 373-381.

向達 XIANG Da

1957 「羅叔言補唐書張議潮補正」『唐代長安與西域文明』北京，三聯書店，pp. 417-428. (初出：『遼海引年集』1947)

鄭炳林 ZHENG Binglin

1992 『敦煌碑銘贊輯釋』蘭州，甘肅教育出版社。